

## 学生の海外渡航に関する安全管理指針について

平成29年 9月28日  
学 長

本学に在籍している学生（学部生・院生（留学生含む）等の種別を問わない。）が、学修・研究・学会等の目的で、海外に渡航する場合について、以下の指針を定める。

海外での事件、事故、テロ、自然災害又は感染症等の危機発生時においては、外務省が発出する国・地域別の海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）に基づき、学生の海外渡航（留学等）について次の様な措置をとるものとする。

学生は、出発前に、外務省海外旅行登録として、3ヶ月未満の短期の場合は「たびレジ」に必ず登録、長期の場合は、「在留届」を提出し、最新情報を入手すると共に、海外安全ホームページにて行き先の基本情報を確認する。

また、滞在中は、国際交流課と連絡がとれる体制・連絡手段を確保し、定期的に連絡をする。緊急の場合は、随時連絡がとれるよう緊急連絡体制保持に努める。誓約書を遵守し、出国前迄に別紙に定める諸手続きを行う。

### 外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報（4つのカテゴリー）に基づく措置

#### 1. 「レベル1：十分注意してください」

学生は、外務省が発出する海外安全情報を十分理解し、情報収集に努める。状況に応じて、事前に協議の上、学長の承諾を得る。細心の注意を払って渡航・滞在するものとする。

#### 2. 「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」

学生は、不要不急の派遣・渡航は取り止め、渡航計画の見直しを行う。

当該国・地域に滞在している学生については、原則、滞在地から帰国又は安全な国・地域に退避する。現地パートナー機関や在外公館からの情報収集に努め、安全の確保を行う。滞在の延期が必要な場合は、事前に協議の上、学長の承諾を得る。

#### 3. 「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」

学生の派遣・渡航は取り止める。（留学生が自国における研修・学会等に参加する場合はこの限りではない。）

当該国・地域に滞在している学生は、滞在地から早急に帰国又は安全な国・地域に退避する。

4. 「レベル4：退避してください。渡航は止めて下さい。（退避勧告）」

学生の派遣・渡航は，行わない。（留学生が自国における研修・学会等に参加する場合はこの限りではない。）

当該国・地域に滞在している学生は滞在地から，直ちに，帰国又は安全な国・地域に退避する。

感染症流行国から帰国した際に，発熱等の症状が発生した場合は，まずは保健所に連絡し，その指示に従うものとし，併せて国際交流課に連絡をするものとする。

なお，学修・研究・学会等の目的以外の私事による海外渡航の場合にも，自らの責任において，外務省が発出する危険情報および感染症危険情報を確認の上，十分安全に留意すること。また，海外旅行保険加入/たびレジ登録等は必ず行うこと。

附記

この学長決定は，平成29年9月28日から実施する。